

○少年補導員設置運営要綱の制定について

令和4年8月10日

道本少第1682号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
少年補導員については、「少年補導員設置運営要綱の制定について」（平29. 8. 3 道本少第1410号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、少年補導員（以下「補導員」という。）の活動等について所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「少年補導員設置運営要綱」（以下「要綱」という。）を定めたので、所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第1 見直しの要点

1 継続補導及び少年の立ち直り支援

補導員は、継続補導及び少年の立ち直り支援を行わないこととし、活動から削除した。

2 学生補導員の委嘱要件

警察本部少年課長又は各方面本部生活安全課長（以下「課長」という。）が委嘱する少年補導員（以下「学生補導員」という。）は、J u m p e r sに参加する学生ボランティアとして登録されている者の中から選出することとした。

3 保密の徹底

少年及び保護者に係る個人情報に補導員に伝える必要があるときは、保護者の同意を得てから伝えること及び個人情報が特定少年に係るものの場合は、本人の同意を得てから伝えることとした。

4 用語の整理

要保護少年の一態様としていた「児童虐待を受けたと思われる児童」について新たに定義し、補導員の活動に同児童の発見を規定した。

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 委嘱（要綱第3 関係）

要綱第3 の事項は、補導員としての基本的な要件を挙げたものであり、人選に当たっては、これに基づくほか、次の点に留意し、真に地域住民から信頼され、尊敬される者を選出すること。

ア 体力、活動意欲が充実している者を選ぶという観点から18歳以上75歳未満としたが、当該年齢の者であっても活動する時間的余裕がないなどの問題があり、適格性に欠ける者は委嘱しないこと。

なお、補導員の新規委嘱については、長期間の活動が期待できる若年層の獲得に努め、補導員の活動の活性化に努めること。

イ 多様な人材を確保する観点等から、年齢、性別、職業及び居住地等の構成に偏りがないよう配慮すること。

ウ 社会的地位にこだわらず、青少年の健全育成に関わりのある団体及びN P O等（例えば、P T A、ボーイスカウトや青少年のスポーツ・芸術活動団体）の関係者から推薦を受けるなどの方法により、多様な人材確保に配慮すること。

エ 教員の推薦を受けて学生を委嘱することも考慮すること。

オ 他の役職等を兼ね、又は職業等の関係から実践的な活動を行う余裕のない者は委嘱しないこと。

カ 児童委員、保護司等の青少年問題に関係する行政機関等の委嘱を受けている者又は教育委員、児童福祉司等の青少年問題に関係する公職にある者は、当該職務の活動趣旨を十分勘案し、できる限り避けるようにすること。

2 委嘱期間（要綱第5関係）

(1) 警察署長（以下「署長」という。）が委嘱する補導員（以下「警察署補導員」という。）は、効果的な活動を推進するため、活動区域内における少年非行や有害環境の状況など、地域の実情に精通する必要があることを踏まえ、その委嘱期間を3年とするが、適任者は再委嘱することができる。

(2) 学生補導員は、北海道内に所在する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校の専門課程（いずれも学校教育法（昭和22年法律第26号））に在学中の学生が対象となることから、その委嘱期間を1年とするが、適任者は再委嘱することができる。

(3) 補導員を再委嘱する場合は、当該補導員に再委嘱による活動継続の意向を確認すること。

(4) 委嘱期間の起算日は、委嘱した年の4月1日とする。

3 解嘱（要綱第6関係）

補導員としての適格性を欠くと認められるときは、委嘱期間満了前であっても解嘱するものとし、速やかな後任者の選定に配慮すること。

4 少年補導員証の交付など（要綱第7関係）

(1) 補導員を委嘱し、又は解嘱し、若しくは委嘱期間が満了したときは、少年補導員名簿（要綱別記第3号様式。以下「名簿」という。）により、その経過を明らかにしておくこと。

(2) 委嘱状（要綱別記第1号様式）及び少年補導員証（要綱別記第2号様式）の番号は、名簿の当該委嘱番号をもってその番号とし、委嘱番号は、委嘱するごとに付与するものとする。したがって、再委嘱者についても、再委嘱の都度、新たに委嘱状及び補導員証を交付すること。

補導員証の写真是、補導員本人に提出を求め、所定の場所に貼付し、透明ラベルで保護すること。

(3) 学生補導員の補導員証は、当該学生補導員を運用する警察本部少年課又は各方面本部の生活安全課の少年警察ボランティア担当係で常時保管するものとし、個々の学生補導員が活動する際に貸与すること。

(4) 補導員証を亡失し、又は破損したときは、補導員からの届出により、速やかに再交付すること。

なお、委嘱期間が満了し、又は解嘱した場合は、補導員証の返納を求めること。

5 心得（要綱第8関係）

(1) 要綱第8に定める事項は、補導員がその活動を行うに当たって必要であり、かつ、欠くことのできない基本的な心得であるから、要綱第9の事項に定める教養のほか、機会あるごとに理解を求めていくこと。

(2) 補導員は、少年警察活動に協力援助するものであって何ら職務権限等を付与され

るものではない。したがって、補導員がこの要綱によって活動するに当たっては、捜査権の行使やその疑念を抱かせる言動をしたり、刑事事件、民事事件等に介入して非難を受けることのないよう助言指導と運用に留意すること。

- (3) 補導員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないように徹底すること。

なお、少年及び保護者に係る個人情報や補導員に伝える必要があるときは、保護者の同意を得てから伝えること。ただし個人情報や特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るものの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も活動に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

6 教養（要綱第9関係）

- (1) 教養は、研修会の開催のほか実地指導を行うなど、その目的、内容に合わせて適切な方法とすること。その際、補導員相互の意思疎通の場ともなるように配慮すること。
- (2) 関係法令としては、少年法（昭和23年法律第168号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号。以下「育成条例」という。）等が挙げられる。

7 活動（要綱第10関係）

補導員の行うべき活動をより積極的かつ効果的に推進するよう要綱第9の事項に定める教養のほか、機会あるごとに助言指導を行うこと。

また、補導員の活動について、広く地域住民に情報発信を行い、補導員は少年、その保護者等の良き理解者であり、良き相談相手である旨の周知を図ること。

8 不良行為少年の発見及び補導（要綱第11関係）

- (1) 署長又は課長（以下「署長等」という。）は、補導員が日常生活（居住地域又は勤務地域等を中心とする住民との接触をいう。以下同じ。）等を通じて、不良行為少年の早期発見に努めるとともに、発見した場合の連絡のみならず、これに関する情報を得たときは、少年警察ボランティア担当の警察職員（以下「担当警察職員」という。）に対して積極的に連絡するよう助言指導すること。
- (2) 補導員と警察職員との合同補導は、早期発見活動としてだけでなく、補導員に対する補導技術の実地訓練又は街頭における非行の実態を認識させ、積極的な活動を促すためにも、必要があると認められるときは、適時実施するよう配慮すること。

9 非行集団の発見及び解体補導（要綱第12関係）

非行集団の発見及び解体補導に当たっては、その性質に鑑み、少年からの反撃等による受傷事故防止に特に注意するよう助言指導すること。

10 非行少年等の発見（要綱第13関係）

非行少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童（以下「非行少年等」という。）の早期発見は、補導員に期待するところが大きいため、日常生活等を通じて、非行少年等の早期発見に努めるとともに、発見した場合の連絡のみならず、これに関する情報を得たときは積極的に連絡するよう助言指導すること。

11 少年相談（要綱第14関係）

補導員が少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）

を受けたときは、これを自ら処理し、又は担当警察職員に引き継ぐほか、関係機関を紹介し、又はこれに引き継ぐなどの方法により迅速かつ的確に対応するものとし、いやくも対応が遅い、不誠実である等の批判を受けることのないよう配意させること。

このため署長等は、少年相談の受け方等について、要綱第9の事項に定めるところにより必要な教養を行うこと。

12 有害環境の排除（要綱第15関係）

署長等は、補導員に対して、育成条例の制定趣旨、内容等について教養し、当該条例の規制対象その他少年非行の誘因となる事案の発見及び有害な環境を排除するため、関係業者に申入れを行うなど、積極的な活動に努めるよう助言指導すること。

なお、前述のとおり補導員は何ら特別の権限を持つものではないので、少年非行の誘因となる事案の発見連絡や関係業者に対する申入れについては、越権等の非難を受けることのないよう指導すること。

13 少年の体験活動の実施（要綱第16関係）

(1) 要綱第16の事項は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第9条の規定の趣旨も踏まえ、地域におけるこうした活動が少年の非行の防止及び健全な育成を図る上で極めて重要であることに鑑み、特に要綱第10の2の事項に定めるところにより、様々な方法を工夫してもらうなど、より効果的な活動となるよう配意すること。

(2) 警察署補導員が独自に実施する体験活動については、実施計画及び実施結果の連絡を求め、活動内容の把握に努めること。

14 事案の処理（要綱第17関係）

(1) 補導員から要綱に基づく連絡を受けた担当警察職員は、連絡カード（要綱別記第5号様式）を作成するとともに、署長等に報告し、その指示を受けて事案の処理に当たるものとする。

(2) 連絡カードは少年警察ボランティア担当係において保管し、補導員に対する教養（要綱第9）等に活用すること。

15 署長等の責務（要綱第18関係）

署長等は、補導員の資質の向上を図るため、補導員との連絡を密にして、活動実態を的確に把握し、個々の事案及び受傷事故等の防止について適切な指導を行うこと。

また、活動時における事故の保障として保険加入の励行を指導すること。

別添

少年補導員設置運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年警察活動の効果的推進を図るため、少年補導員（以下「補導員」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、「少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「要保護少年」、「児童虐待を受けたと思われる児童」、「被害少年」又は「保護者」とは、それぞれ少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条に掲げるものをいう。

第3 委嘱

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、当該警察署の管轄区域内に居住し、又は勤務先を有し、かつ、地域の実情に精通している者であって、3の事項に掲げる要件を備えていると認める者その他特に署長が適任と認める者を補導員に委嘱するものとする。
- 2 警察本部少年課長又は各方面本部の生活安全課長（以下「課長」という。）は、道警察が支援する学生ボランティア「J u m p e r s」に参加する学生ボランティア（以下「学生ボランティア」という。）として登録されている者のうち、3の事項に掲げる要件を備えていると認める者の中から特に課長が適任と認める者を補導員に委嘱するものとする。
- 3 補導員の要件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 委嘱時の年齢が18歳以上75歳未満であること。
 - (2) 少年の非行防止と健全な育成に熱意を有すること。
 - (3) 少年警察活動に理解を有すること。
 - (4) 補導員として必要な素養、能力等を有すること。
 - (5) 補導員として活動する時間的余裕を有すること。
- 4 補導員の委嘱は、委嘱状（別記第1号様式）を交付して行うものとする。

第4 定数

補導員の定数は、別に定めるものとする。

第5 委嘱期間

- 1 署長が委嘱する補導員（以下「警察署補導員」という。）の委嘱期間は、3年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 2 課長が委嘱する補導員（以下「学生補導員」という。）の委嘱期間は、1年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 3 補欠のため委嘱した補導員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

第6 解嘱

署長又は課長（以下「署長等」という。）は、補導員から解嘱の申出があったとき、又は補導員が次の各事項のいずれかに該当すると認めたときは、第5の事項の規定にかかわらずその委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障等により補導員としての活動ができなくなったとき。
- (2) 補導員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 学生補導員が卒業等により学生ボランティアの登録が解除されたとき。
- (4) 警察署補導員の居住地及び勤務先の所在地がいずれも当該警察署の管轄区域外となったとき。
- (5) 前各事項に掲げるもののほか、特に署長等が必要と認めるとき。

第7 少年補導員証の交付など

- 1 署長等は、補導員を委嘱したときは、少年補導員証（別記第2号様式。以下「補導員証」という。）を交付するものとする。
- 2 補導員は、その活動を行うときは、常に補導員証を携帯し、身分を証明する必要があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 署長等は、当該所属の少年警察ボランティア担当係に少年補導員名簿（別記第3号様式）を備え付け、所定の事項を記載するものとする。

第8 心得

署長等は、補導員が活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意させること。

- (1) 少年の心理、生理、その他の特性に深い理解をもち、愛の精神をもって当たること。
- (2) 少年に反抗心をおこさせ、又はその心情を傷つけることのないよう言葉遣い、態度等に注意すること。
- (3) 少年、保護者その他関係者の尊敬と信頼を得られるよう努めること。
- (4) 関係者の権利及び自由を侵害することのないようにすること。
- (5) 秘密の保持に留意し、少年、保護者その他関係者が秘密の漏れることに不安を抱くことのないよう配慮すること。
- (6) 警察職員と常に緊密な連絡を保つとともに、学校の教師、児童委員、保護司その他関係者とも連絡協調を図ること。

第9 教養

署長等は、補導員の効果的運用を図るため、補導員に対し、研修会を開催するなどの方法により、第8に定める事項のほか、少年非行の傾向、関係法令の基礎知識及び受傷事故防止等について必要な教養を随時行うものとする。

第10 活動

- 1 補導員は、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 不良行為少年の発見及び補導
 - (2) 非行集団（非行又は不良行為を行うことを目的とする集団であって、その構成員に少年を含むものをいう。以下同じ。）の発見及び解体補導（非行集団を解体し、又は少年の非行集団への加入を阻止し、若しくは少年を非行集団から離脱させるための指導、相談を受けることをいう。以下同じ。）
 - (3) 非行少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童（以下「非行少年等」という。）の発見
 - (4) 少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）
 - (5) 有害環境の排除
 - (6) 少年の体験活動（少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動をいう。以下同じ。）の実施
 - (7) 前各事項のほか、特に署長等が必要と認める少年警察活動への協力援助
- 2 補導員は、自らの識見、職業、専門的な活動等を生かし、補導員としての活動に反映させるよう努めるものとする。
- 3 学生補導員の活動は、少年警察ボランティア担当の警察職員が同行する場合に限るものとする。

第11 不良行為少年の発見及び補導

- 1 補導員は、不良行為少年の発見に努め、これを発見したときは、補導員であることを明らかにし、原則として、その場でこれに注意を与え、又はこれを指導することにより補導するものとする。
- 2 補導員は、不良行為少年を発見し、又は補導したときは、速やかにその状況を電話、口頭その他適当な方法により警察職員に連絡するものとする。
- 3 補導員は、署長等の要請があったときは、警察職員が行う街頭補導に協力するもの

とする。

第12 非行集団の発見及び解体補導

- 1 補導員は、非行集団の発見に努めるものとする。
- 2 補導員は、署長等の要請を受け、又は自らの判断により非行集団の解体補導を行うほか、警察職員が行う非行集団の解体補導に協力するものとする。
- 3 補導員は、非行集団を発見し、又は前事項の解体補導を行ったときは、速やかにその状況を電話、口頭その他適当な方法により警察職員に連絡するものとする。

第13 非行少年等の発見

- 1 補導員は、非行少年等の発見に努め、これが発見したときは、速やかにその状況を電話、口頭その他適当な方法により警察職員に連絡するものとする。
- 2 補導員は、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、必要に応じ、警察職員による支援又は保護がなされるまでの間、補導員が行うことができる範囲内で当該少年の支援又は保護を行うことができる。

第14 少年相談

- 1 補導員は、少年又は保護者その他関係者から、少年相談を受けたときは、補導員が行うことができる範囲内でこれを処理し、又は速やかにこれを警察職員に引き継ぐものとする。
- 2 補導員は、少年相談を処理するときは、随時、その状況を電話、口頭その他適当な方法により警察職員に連絡するものとする。
- 3 補導員は、少年相談を受けたときは、懇切丁寧を旨とし誠実に対応するとともに、警察職員に引き継ぐ場合には、相談者に対し、引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

第15 有害環境の排除

- 1 補導員は、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）による規制の対象となる有害興行、有害図書、有害がん具、有害広告物、質物の受入れ、古物の買受け、深夜興行等への青少年の立入り、有害行為のための場所提供その他少年非行の誘因となるおそれがあると認められる事案の発見に努めるものとする。
- 2 補導員は、前事項に定める事案に関し、関係業者による自主規制が効果的に行われるよう必要な申入れを行うなど積極的な浄化活動を行うものとする。
- 3 補導員は、1の事項に定める事案を発見したとき、又は前事項に定める浄化活動を行うときは、その状況を電話、口頭その他適当な方法により警察職員に連絡するものとする。

第16 少年の体験活動の実施

- 1 補導員は、署長等の要請があったときは、警察職員が行う少年の体験活動に協力援助するものとする。
- 2 警察署補導員は、前事項による要請がない場合においても、必要と認めるときは、補導員が行うことができる範囲内で少年の体験活動を実施することができる。

第17 事案の処理

警察職員は、第11から第15までの事項に定めるところにより補導員から連絡を受けたときは、署長等に報告の上、当該連絡内容に応じた必要な措置を執るものとする。この場合において連絡カード（別記第5号様式）を作成し、その経過を明らかにしておくも

のとする。

第18 署長等の責務

- 1 署長等は、補導員からこの要綱に基づく連絡を受けた事項については、少年警察活動にできる限り反映するよう努めるものとする。
- 2 署長等は、補導員の活動を的確に把握し、適切な指導を行うなどの方法により、補導員の活動時における受傷事故等の防止に十分配慮するものとする。

第19 報償

- 1 署長等は、補導員として委嘱された者に報償費を支払おうとするときは、少年補導員報償費使用（予算執行）決定書（別記第6号様式）及び報償費支出内訳書（別記第7号様式）により当該年度の3月末日までに支払の決定をするものとし、当該年度の委嘱期間が6か月を超える者に対して、支払うものとする。
- 2 報償費の支払は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の定めるところにより、前渡資金支払決定書を作成し、補導員の取引金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 報償費は、翌年度の4月末日までに支払うものとする。この場合の支払科目は、(款)警察費（項）警察活動費（目）警察活動費（事業）警察活動費事務費（節）報償費とする。
- 4 報償費は、補導員1人に対して年額4,500円とする。

※ 別記様式は省略